

26GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための 価額競争実施指針に係る価額競争の参加の審査結果

令和 8 年 6 月
総 務 省
移 動 通 信 課

令和8年総務省告示第71号（26GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針。以下「価額競争実施指針」という。）に係る価額競争について、令和8年3月10日（火）から同年4月9日（木）までの間、参加申請の受付を行った結果、株式会社NTTドコモ（以下「NTTドコモ」という。）、KDDI株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社（以下「KDDI／沖縄セルラー電話」という。）、ソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」という。）、株式会社JTOWER（以下「JTOWER」という。）並びにハイテクインター株式会社（以下「ハイテクインター」という。）の5者（KDDI／沖縄セルラー電話は、地域ごとに連携する者として申請しているため、価額競争実施指針第10項第2号の規定に基づき、1の申請とみなす。）から申請があった。

これらの申請について、電波法（昭和25年法律第131号。以下「電波法」という。）第27条の20の3第3項及び価額競争実施指針第10項第4号の規定に基づき審査を行った結果は、下表のとおり。

価額競争の参加の審査結果

	NTTドコモ	KDDI／沖縄セルラー電話	ソフトバンク	JTOWER	ハイテクインター
その申請の内容が価額競争実施指針に照らし適切なものであること（電波法第27条の20の3第3項第1号）					
価額競争実施指針第2項 特定高周波数無線局の範囲					
特定高周波数無線局の範囲は、次項第一号に規定する周波数※を使用する基地局及び陸上移動中継局並びにそれらの通信の相手方である陸上移動局とする。（価額競争実施指針第2項） ※特定高周波数無線局に使用させることとする周波数は、25.0GHzを超え26.2GHz以下の周波数及び26.8GHzを超え27.0GHz以下の周波数とする。（価額競争実施指針第3項第1号）	・第五世代移動通信システムの無線局	・第五世代移動通信システムの無線局	・第五世代移動通信システムの無線局	・第五世代移動通信システムの無線局	・第五世代移動通信システムの無線局
	いずれの申請も特定高周波数無線局の範囲は第五世代移動通信システムの無線局であることから適当と認められる。				
	評価：適	評価：適	評価：適	評価：適	評価：適
価額競争実施指針第3項 周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち特定高周波数無線局に使用させることとする周波数及び当該周波数を使用させることとする区域その他の周波数の使用に関する事項					
1 特定高周波数無線局に使用させることとする周波数は、25.8GHzを超え26.2GHz以下の周波数及び26.8GHzを超え27.0GHz以下の周波数とする。（価額競争実施指針第3項第1号） 2 特定高周波数無線局に前号に規定する周波数を使用させることとする区域は、別表第一に定めるところによる。（価額競争実施指針第3項第2号）	希望する周波数 ・25.8GHzを超え26.2GHz以下の周波数 使用する区域 ・全国	希望する周波数 ・25.8GHzを超え26.2GHz以下の周波数 使用する区域 ・全国	希望する周波数 ・25.8GHzを超え26.2GHz以下の周波数 使用する区域 ・全国	希望する周波数 ・26.8GHzを超え27.0GHz以下の周波数 使用する区域 ・地域	希望する周波数 ・26.8GHzを超え27.0GHz以下の周波数 使用する区域 ・地域
	いずれの申請も価額競争実施指針に定める周波数及び区域を希望していることから適当と認められる。				
	評価：適	評価：適	評価：適	評価：適	評価：適
価額競争実施指針第4項 特定高周波数無線局を開設しようとする者の区分ごとに当該区分に属する者が開設する特定高周波数無線局に使用させることとする周波数の幅の上限は、次の各					

号に掲げる特定高周波数無線局を開設しようとする者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。					
1 既存全国事業者 400MHz幅 2 既存全国事業者以外の者 600MHz幅 (価額競争実施指針第4項各号)	区分 既存全国事業者	区分 既存全国事業者	区分 既存全国事業者	区分 既存全国事業者以外の者	区分 既存全国事業者以外の者
	希望する周波数の幅 400MHz	希望する周波数の幅 400MHz	希望する周波数の幅 400MHz	希望する周波数の幅 200MHz	希望する周波数の幅 200MHz
	いずれの申請も希望する周波数の幅は特定高周波数無線局を開設しようとする者の区分ごとに定める周波数の幅の上限を超えないことから適当と認められる。				
評価：適					
価額競争実施指針第10項第3号 申請者は、法第27条の20の3第1項、無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）第25条の8の3第2項及び別表第2に定める事項について記載した申請書を、法第27条の20の3第2項に定める書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。					
申請者は、法第27条の20の3第1項、無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）第25条の8の3第2項及び別表第2に定める事項について記載した申請書を、法第27条の20の3第2項に定める書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。（価額競争実施指針第10項第3号）	申請書 必要事項を記載した申請書を提出	申請書 必要事項を記載した申請書を提出	申請書 必要事項を記載した申請書を提出	申請書 必要事項を記載した申請書を提出	申請書 必要事項を記載した申請書を提出
	添付書類 必要事項を記載した添付書類を提出	添付書類 必要事項を記載した添付書類を提出	添付書類 必要事項を記載した添付書類を提出	添付書類 必要事項を記載した添付書類を提出	添付書類 必要事項を記載した添付書類を提出
	いずれの申請も必要な事項を記載した申請書及び添付書類を提出していることから適当と認められる。				
評価：適					
その申請をした者が価額競争実施指針に定める価額競争の参加者の資格を有すること（電波法第27条の20の3第3項第2号）					
価額競争実施指針別表第三 参加者の資格の審査事項					
一 申請者が次に掲げる要件を満たしていること。 1 法第5条第3項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。 2 第9項第1号の規定を遵守していること及び当該規定を遵守することを示していること。	法第5条第3項各号の該当 ・電波法第5条第3項各号のいずれにも該当しない。	法第5条第3項各号の該当 ・電波法第5条第3項各号のいずれにも該当しない。	法第5条第3項各号の該当 ・電波法第5条第3項各号のいずれにも該当しない。	法第5条第3項各号の該当 ・電波法第5条第3項各号のいずれにも該当しない。	法第5条第3項各号の該当 ・電波法第5条第3項各号のいずれにも該当しない。
	第9項第1号の規定遵守 ・価額競争実施指針第9項第1号の規定を遵守していること及び当該規定を遵守することを示す誓約書を提出	第9項第1号の規定遵守 ・価額競争実施指針第9項第1号の規定を遵守していること及び当該規定を遵守することを示す誓約書を提出	第9項第1号の規定遵守 ・価額競争実施指針第9項第1号の規定を遵守していること及び当該規定を遵守することを示す誓約書を提出	第9項第1号の規定遵守 ・価額競争実施指針第9項第1号の規定を遵守していること及び当該規定を遵守することを示す誓約書を提出	第9項第1号の規定遵守 ・価額競争実施指針第9項第1号の規定を遵守していること及び当該規定を遵守することを示す誓約書を提出
	いずれの申請も価額競争実施指針に定める要件を満たしていることから適当と認められる。				
評価：適					
二 申請者（法人等に限る。）の役員が他の申請者（法人等以外の者に限る。）ではないこと	・申請者の役員は他の申請者（法人等以外の者に限る。）ではない。	・申請者の役員は他の申請者（法人等以外の者に限る。）ではない。	・申請者の役員は他の申請者（法人等以外の者に限る。）ではない。	・申請者の役員は他の申請者（法人等以外の者に限る。）ではない。	・申請者の役員は他の申請者（法人等以外の者に限る。）ではない。
	評価：適				

と。	いずれの申請も価額競争実施指針に定める要件を満たしていることから適当と認められる。				
	評価：適	評価：適	評価：適	評価：適	評価：適
<p>三 申請者（全国特定高周波数無線局を開設しようとする法人等に限る。以下この三において同じ。）が次に掲げる要件を満たしていること。</p> <p>1 申請者の役員が他の申請者に所属していないこと。</p> <p>2 次に掲げる者*（申請者と地域ごとに連携する者を除く。）が、全国特定高周波数無線局を開設しようとする申請を行っていないこと。</p> <p>※価額競争実施指針別表第三の三2(-)から(-)までに掲げる者</p>	<p>申請者の役員</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請者の役員が他の申請者に所属していない。 <p>グループ会社</p> <ul style="list-style-type: none"> 価額競争実施指針別表第三の三2(-)から(-)までに掲げる者は申請していない。 	<p>申請者の役員</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請者の役員が他の申請者に所属していない。 <p>グループ会社</p> <ul style="list-style-type: none"> 価額競争実施指針別表第三の三2(-)から(-)までに掲げる者は申請していない。 	<p>申請者の役員</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請者の役員が他の申請者に所属していない。 <p>グループ会社</p> <ul style="list-style-type: none"> 価額競争実施指針別表第三の三2(-)から(-)までに掲げる者は申請していない。 	-	-
	いずれの申請も価額競争実施指針に定める要件を満たしていることから適当と認められる。				
	評価：適	評価：適	評価：適	評価：適	評価：適
四 申請者（地域特定高周波数無線局を開設しようとする法人等に限る。）が既存全国事業者ではないこと。	-	-	-	・既存全国事業者ではない。	・既存全国事業者ではない。
	いずれの申請も価額競争実施指針に定める要件を満たしていることから適当と認められる。				
	評価：適	評価：適	評価：適	評価：適	評価：適
<p>五 申請者（法人等以外の者に限る。）が次に掲げる要件を満たしていること。</p> <p>1 他の申請者（法人等に限る。）の役員ではないこと。</p> <p>2 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第五十八号から第七十三号及び第九十六号に掲げる事務その他当該事務に準じる事務を行う総務省の職員ではないこと。</p>	-	-	-	-	-
	いずれの申請者も法人等以外の者には当たらない。				
	評価：適	評価：適	評価：適	評価：適	評価：適
六 申請者が別表第二の二1から7までに掲げる事項について適切な計画を有し、その根拠から当該計画を確実に実施するに足る能力を有することが認められ、当該事項が適切に講じられる見込みがあること。					
<p>1 特定高周波数無線局の運用に必要な電気通信設備の調達及び工事並びにそれらを着実に実施するための対策</p>	<p>端末設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 26GHz帯5GNR方式端末設備については、令和11年度（2029年度）初頭のサービス開始を想定し、チップセットレベ 	<p>端末設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象の周波数帯を搭載する端末設備は、調達実績のある端末ベンダを候補として調達する計画 	<p>端末設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後のミリ波市場開拓、グローバル動向の変化および、トラフィック需要の増加等を総合的に判断し端末種別と調達規模を 	<p>端末設備</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでの国内外の実績のあるベンダからの調達。または、携帯電話事業者の端末設備を対象にする。 	<p>端末設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 携帯電話端末は実績を有するメーカーから調達 モバイル IoT 端末等はローカル 5G 向け端末として実績を

	<p>ルでの仕様検討や端末設計検討の着手、試作製造等を行う。</p> <p>伝送路・交換設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中継回線において、交換局間のデータ伝送は既存のIP網(中継)を必要に応じて帯域増設を実施しながら利用 ・IP網(中継)と特定高周波数無線局を結ぶネットワークとして、県内を中継するアクセス回線を活用、必要に応じて帯域増設を実施 ・コアネットワーク設備について、当社の既存設備を活用する方針 ・基本契約を締結している外部委託会社により工事を実施予定 <p>全体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」及び「IT調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」に留意 	<p>伝送路・交換設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基地局設備は導入実績のある社から調達する計画 ・エントランス回線は、主として光ファイバを用いて構築 ・バックボーン回線は、当グループが保有するIP網を活用する計画 ・交換設備は、申請者の既存設備を活用する方針 ・豊富な経験と実績を有する協力会社と委託・請負契約を締結し工事を実施予定 <p>全体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」及び「IT調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」に留意 	<p>決定し、調達</p> <p>伝送路・交換設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝送路設備については、中継回線(バックボーン回線)及び基地局へのアクセス回線(エントランス回線)は既存設備を活用する計画 ・交換設備については、ベンダと設備調達の協議を進め、令和8(2026)年度以降に必要となる設備調達を実施する予定 ・既存設備の工事实績のある事業者により工事を実施予定 <p>全体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」及び「IT調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」に留意 	<p>有するメーカーから調達</p> <p>伝送路・交換設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エントランス回線及び中継回線は、調達実績のある他社通信事業者から光回線を調達するほか、必要に応じて自社で敷設を実施 ・伝送装置は、光伝送装置を主として実績のあるベンダから調達 ・実績のある工事会社と連携し工事を実施予定 <p>全体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」及び「IT調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」に留意 	
<p>2 特定高周波数無線局の運用に必要な電気通信設備の運用及び保守管理のために必要な技術要員、電気通信主任技術者(電気通信事業を行う計画がある場合に限る。)並びに無線従事者の確保並びにそれを着実に実施するための対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な技術要員を確保 ・電気通信主任技術者及び無線従事者を配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な技術要員を確保 ・電気通信主任技術者及び無線従事者を配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な技術要員を確保 ・電気通信主任技術者及び無線従事者を配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な技術要員を確保 ・電気通信主任技術者及び無線従事者を配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な技術要員を確保する計画 ・電気通信主任技術者及び無線従事者を配置
<p>3 特定高周波数無線局の運用に必要な電気通信設備の安全・信頼性その他特定高周波数無線局の適正かつ安定的な運用を確保するための対策(天災その他の災害</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設立当初から定めている「災害対策の3原則」に基づき、災害時の通信を確保するため「通信システムの信頼性の向上」、「重要通信の確保」、「通信サービスの早期復旧」等災害に 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・津波等の災害において、提供する電気通信役務の災害対策を円滑かつ適切に遂行するため、「防災業務計画」、「災害対策規程」の社内規程に基づき対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害対策基本法」にもとづき、国の定める指定公共機関として「防災業務計画」を策定したうえで災害予防対応や災害発生時の体制を確立し、災害が発生した際は「防災業務計画」 	<ul style="list-style-type: none"> ・詳細な災害時・事故時の対応手順、ふくそう対策、運用体制については、「事業用電気通信設備管理規程」に定め、これに従って適正に運用 ・人為ミスの防止、設備容量の 	<ul style="list-style-type: none"> ・「多様化・複雑化する電気通信事故の防止の在り方に関する検討会」の報告書や、「電気通信事故検証会議」における各年度の検証報告書に記載された内容を参考としつつ、事故の

<p>及び事故の発生時における電気通信設備の障害及び通信のふくそうを防止し、又は最小限に抑えるための措置を含む。)</p>	<p>強い通信ネットワークの構築及びネットワークの安全性と信頼性の向上に対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人為ミスの防止、設備容量の確保、ソフトウェアバグの防止等 ・「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」及び「IT調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」に留意 	<ul style="list-style-type: none"> ・人為ミスの防止、設備容量の確保、ソフトウェアバグの防止等 ・「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」及び「IT調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」に留意 	<p>を遵守するとともに、その他の関連機関と連携し、通信役務復旧活動を円滑かつ適切に対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人為ミスの防止、設備容量の確保、ソフトウェアバグの防止等 ・「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」及び「IT調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」に留意 	<p>確保、ソフトウェアバグの防止等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」及び「IT調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」に留意 	<p>未然防止および再発防止を計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人為ミスの防止、設備容量の確保、ソフトウェアバグの防止等 ・「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」及び「IT調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」に留意
<p>4 法令遵守のための対策（5及び6の対策を除く。）及び当該対策を実施するための体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社内規程等を策定し、社内体制を整備 ・社員への教育、研修等を実施し、内部監査を実施 ・社内外にコンプライアンス通報（公益通報）窓口を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・「リスクマネジメント委員会規定」に基づき、リスクマネジメント委員会を設置 ・情報セキュリティ、企業倫理、データ・AI ガバナンスといった専門領域ごとに部会を設置 ・「内部通報対応規程」に基づき、内部通報制度「企業倫理ヘルプライン」を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動におけるコンプライアンス上のリスクを、早期に発見・改善又は未然に防止するため、報告や相談ができる「ホットライン」窓口を設置し、社内のコンプライアンス部門と社外の弁護士が対応 ・ソフトバンク行動規範をグループ全体で共有し、コンプライアンスに関する体制を維持し、社員への教育、啓発の充実及び業務点検等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・社内規程等を策定し、社内体制を整備 ・社員への教育、研修等を実施し、内部監査を実施 ・社内外にコンプライアンス通報（公益通報）窓口を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守に関する基本的な方針および手続については、現在、社内規程としての整備中。特定高周波数無線局の開設および運用開始までに必要となる内部規程を整備予定。 ・役員及び従業員に対して、法令遵守の重要性に関する研修・教育を実施予定 ・通報・相談体制の整備予定
<p>5 電気通信事業を行う計画がある場合にあっては、個人情報保護のための対策及び当該対策を実施するための体制の整備（注四）（注五）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業法及び関係法令、総務省から示されている個人情報の保護に関するガイドライン、消費者保護ルールに関するガイドライン等、各省庁のガイドラインに基づき、社内規程等を策定 ・個人情報保護を含む情報セキュリティ対策を実施するため、社内専門組織を設置 ・社員への教育、研修等を実施、並びに個人情報に係る業務委託先に対しても立ち入り調査等により監督 ・過去5年の個人情報又は通信の秘密の漏えいに関する重大事故発生状況及び改善策を記 	<ul style="list-style-type: none"> ・「電気通信事業者における個人情報保護に関するガイドライン」（令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第4号）（最終改正令和7年9月26日個人情報保護委員会・総務省告示第2号）に準拠した社内規定に基づき情報セキュリティに関する取組みを実施 ・経営層を部会員に含む「情報セキュリティ部会」を設置。この部会が中心となり、全社レベルでの情報セキュリティ管理状況を的確に把握し、リスク分析に基づいた必要なセキュリティ対策を迅速に実施できる体制を構築・維持 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業者として個人情報保護の重要性を認識し、個人情報を適正に取り扱うため、通信の秘密に関する事項、電気通信事業者における個人情報保護に関するガイドライン並びに関連法令等に基づき、関連諸規程等を制定し、これらを遵守 ・データ管理、情報セキュリティ、情報システムの3つの観点で、各々責任者を配置し、パーソナルデータを統合的に管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業者における個人情報保護に関するガイドライン等に基づき、社内規程として個人情報保護管理規程及び特定個人情報取扱規程を策定し、個人情報の適切な管理・保護を実施 ・主幹部署にて個人情報の適切な管理・保護を行う全社的な体制を構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書提出時において、不特定多数の利用者を対象として個人情報を取り扱う電気通信事業を行う計画はなく、本申請に係る特定高周波数無線局の運用において、利用者の個人情報を管理する形態の電気通信業務の想定はなし。 ・将来において、電気通信業務用として特定高周波数無線局を活用し、個人情報を取り扱う電気通信業務を提供する計画が生じた場合には、関係法令および「電気通信事業者における個人情報保護に関するガイドライン」等を踏まえ、必要な体制整備および社内規程の整備

	載				を適切に実施
6 電気通信事業を行う計画がある場合にあっては、電気通信事業の利用者の利益の保護のための対策及び当該対策を実施するための体制の整備（注六）	<ul style="list-style-type: none"> 電話、対面により対応しているほか、問合せフォームにより24時間対応 電話、対面、並びにホームページ等により、利用者の声を集約し、品質改善に反映する仕組みを構築 広告表示について、最新端末の仕様に準じたサービスエリアをサービスごとに提供 景品類の提供又は一般消費者向けの表示を行う際は、不当表示等を防止するために実施すべき事務処理要領を定める等マニュアルを整備 	<ul style="list-style-type: none"> 全国に1,000ブースを超える大規模なお客さまセンターを設置し、業務委託会社と緊密に連携しながら対応 全国のショップによる対面でのサポート体制も構築 	<ul style="list-style-type: none"> コールセンタ、チャット、メール等による複数の問い合わせ窓口を設置し、適切かつ迅速に充実したサポートを提供できる体制の構築、センタの運営を実施 店舗における対面对応も実施 	<ul style="list-style-type: none"> 携帯電話事業者を利用者としてインフラシェアリング事業を実施。携帯電話事業者4社とは（Service Level Agreement、「SLA」）を締結し、サービス品質目標、運用監視に関する体制、障害発生時の対応等を合意 	<ul style="list-style-type: none"> 申請書提出時において、不特定多数の利用者を対象として電気通信事業を行う計画はなし。 電気通信業務用として特定高周波数無線局を活用し、不特定多数の利用者に対して電気通信役務を提供する計画が生じた場合には、関係法令を遵守し、利用者の利益の保護を適切に確保するため、苦情・相談対応窓口の設置等を含む必要な体制の整備および社内手続の整備を実施
7 全国特定高周波数無線局を開設しようとする者にあつては次の(一)及び(二)に掲げる無線局その他既設の無線局（予備免許を受けているものを含む。）、地域認定特定高周波数無線局を開設しようとする者にあつては次の(一)から(五)までに掲げる無線局その他既設の無線局（予備免許を受けているものを含む。）並びに法第五十六条第一項の規定に基づき指定を受けている受信設備及び次の(六)に掲げる受信設備（以下「既設の無線局等」と総称する。）の運用並びに電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するための対策及び当該対策を実施するための体制の整備（一）～（六）略	<ul style="list-style-type: none"> 調整窓口の設置 混信その他の妨害の防止に係る対応を行う問合せ先の周知 特定高周波数無線局（基地局又は陸上移動中継局）の開設前における当該開設に係る情報交換又は協議の実施 一般的な干渉回避・低減の技術的対策として、スモールセルの導入、サイトエンジニアリング、干渉を減衰させるフィルタの挿入を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 既設の無線局等の免許人や設備の設置者と円滑な協議を実施するため、速やかに混信等防止のための総合調整窓口を設置する計画 既存免許人と協議を行ったうえで、特定高周波数無線局の設置場所や設置時期を策定し、当該特定高周波数無線局の設置場所の管理を適切に実施する計画 今後の状況変化により、不特定多数へ問合せ先を周知することが必要となった場合は、問合せ先の設置及び周知を実施する予定 	<ul style="list-style-type: none"> 既存免許人との調整窓口の設置・周知、干渉シミュレーションの実施、既存免許人との基地局設置場所の調整等を行うことによる混信等の防止を計画 無線設備への干渉抑止フィルタの挿入、サイトエンジニアリングの実施等による混信防止に向けた技術の活用を計画 その他既設の無線局、法第56条1項に規定する指定を受けている受信設備及び電波の監視においては、従来実施している手法、体制を踏襲し混信等の防止を計画 	<ul style="list-style-type: none"> 干渉調整の窓口の設置、関係する既設の免許人等の関係者との情報交換、調整を実施する計画 サイトエンジニアリング（特定高周波数無線局の設置場所、空中線設置位置・指向方向の調整等）無線設備へのフィルタ追加等の混信対策を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 無線技術部を中心とした対応窓口をあらかじめ定め、関係者からの問合せに迅速に対応できる体制を整備する計画 必要に応じて、既設の無線局等の関係者と開設に係る情報交換又は協議を実施 無線設備へのフィルタの追加、無線設備の設置場所の調整等の技術的措置を検討し、干渉改善に向けた取組みを実施
いずれの申請も別表第二の二1から7までに掲げる事項について適切な計画を有し、その根拠から当該計画を確実に実施するに足りる能力を有することが認められ、当該事項が適切に講じられる見込みがあることから、適当と認められる。					
	評価：適	評価：適	評価：適	評価：適	評価：適